

登園 許可書（ひかりのこ保育園）

園は入園児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐために、感染力のある期間は、登園を禁止させていただきます。下記の感染症について医師の診断による登園許可診断書の提出をお願いいたします。

園児名 _____

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	麻疹（はしか）	解熱後3日経過するまで
	風疹（3日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺炎、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師の診断により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 （プール熱・アデノウィルス感染症）	主な症状が消失した後2日経過するまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医などにおいて、感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157など）	医師により感染のおそれがないと認められるまで

上記の疾患で 令和 年 月 日から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、令和 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

※園生活での注意事項

(_____)

提出日：令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

④